

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	1	女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女子差別撤廃条約等の積極的遵守
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する。 ② 国際的な潮流を踏まえつつ、日本国内の国連機関と連携を図るとともに、NGOとの対話、連携がより建設的となるよう努める。 ④ 女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会からの最終見解等に関し、同条約の積極的遵守の観点から、男女共同参画会議は、各府省における対応方針の報告を求め、必要な取組等を政府に対して要請する。
(2)	主な施策の取組状況		①2016年3月に委員会から出された最終見解については、国会、国の機関、地方公共団体等に対する情報提供を行うとともに、「聞く会」や政府のHP等を通じ、幅広い年齢層の国民に対する周知を行った。また、国連女性の地位委員会(CSW)、G7、APECなどのその他の国際会議における男女共同参画に関する国際的な議論、合意などについても、「聞く会」や政府のHP等を通じた広報、周知を行った。 ②男女共同参画局では、UN Womenを始めとした国際機関とも連携をしながら、日本国内の男女共同参画の推進を行っている。また、男女共同参画推進連携会議や、「聞く会」、個別のNGOとの意見交換の場などを通じて、建設的な対話、連携に努めている。 ④2016年3月に委員会から出された最終見解について、2年以内のフォローアップが求められた事項については、関係各府省庁に取組の報告を求め、文書を国連に提出するとともに、男女共同参画推進連携会議、重点方針専門調査会等において、主な事項の取組状況について関係各府省庁からヒアリングを行い、意見交換を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開を図っている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、女子差別撤廃条約の積極的遵守を図るため、最終見解の周知や、実施状況のフォローアップを行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	1	女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
	③具体的な取組 (大項目)	ア	女子差別撤廃条約等の積極的遵守
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		女子差別撤廃条約の積極的遵守のための施策の展開に努める。そのため、女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論及び政府見解等について、国会、裁判所を含む国の機関、地方公共団体に対する情報提供に努め、特に、若者を始めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する。
(2)	主な施策の取組状況		2017年から毎年1回、国連人権条約体対日理解促進プログラムの枠組みで女子差別撤廃委員会委員2～3名を招へいし、女性分野における国際的課題に関する国民の理解を深めるため、大学等で講演会を行っている。また、女子差別撤廃条約、報告、最終見解等を外務省ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。 政府主催の国際女性会議WAW!では、国内外のトップリーダーが国際的にも議論になっているテーマにつき議論し、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する一般国民の理解を深めるよう努めている。
(3)	取組結果に対する評価		講演会の開催やウェブサイトへの掲載を行うことで、国内での関心が喚起され、理解が深まることに貢献している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女子差別撤廃条約を始めとする国際規範や国際的な議論と日本における男女共同参画社会の実現に向けた取組が連動していることに関する一般国民の理解を浸透させるため、今後も広報活動に力を入れる。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

府省名: 外務省

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ 未締結の条約等に関する検討
	④具体的な取組 (小項目)	—
	⑤具体的な取組 (内容)	① 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。
(2)	主な施策の取組状況	女子差別撤廃条約の選択議定書は、いわゆる個人通報制度について規定している。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところである。
(3)	取組結果に対する評価	個人通報制度の受入れについては、政府として真剣に検討を進めているところである。
(4)	今後の方向性、検討課題等	時期(第5期)男女共同参画基本計画策定に向けて、該当箇所につき、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、締結について真剣に検討を進める」とするのが適当であり、「早期」という文言を削除すべき。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—
(6)	参考データ、関連政策評価等	—

府省名: 外務省

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について		
(1)	①分野	12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	1 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応
	③具体的な取組 (大項目)	イ 未締結の条約等に関する検討
	④具体的な取組 (小項目)	－
	⑤具体的な取組 (内容)	① 女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める。
(2)	主な施策の取組状況	女子差別撤廃条約の選択議定書は、いわゆる個人通報制度について規定している。個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると認識している。同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法制度との関連での問題の有無や、同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、政府として真剣に検討を進めているところである。
(3)	取組結果に対する評価	個人通報制度の受入れについては、政府として真剣に検討を進めているところである。
(4)	今後の方向性、検討課題等	第5次男女共同参画基本計画策定に向けて、該当箇所につき、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」(第4次から文言の変更なし)とする。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	
(6)	参考データ、関連政策評価等	

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	ア	開発協力大綱に基づく開発協力の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 開発協力大綱に基づき、男女共同参画の視点及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。特に、男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力の政策立案、実施、評価のあらゆる段階における女性の参画を促進し、併せて女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。 ② 関係国連機関、外国政府、民間部門、地方公共団体、NGO等との連携を強化する。 ③ 男女共同参画を重視する我が国のODA政策や取組の状況について発信する。
(2)	主な施策の取組状況		・「開発協力大綱」(2015年2月)において、「男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む」旨明記。 ・2016年5月、「開発協力大綱」を踏まえた分野別開発政策の一つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を策定。 ・人道・復興支援分野においては、食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において女性が公平に支援を受けられる仕組みの構築、女性・女児を主な裨益対象とした支援、紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援等を行った。
(3)	取組結果に対する評価		・2016年12月、「第3回国際女性会議WAW!」の機会に安倍総理より、「女性の活躍推進のための開発戦略」に基づき、(1)女性の権利の尊重、(2)女性の能力発揮のための基盤の整備、(3)政治、経済、公共分野における女性のリーダーシップ向上を重点分野として、途上国の女性の活躍を推進するため、2016～2018年の3年間で総額約30億ドル以上の取組を進める旨表明し、着実に実施した。 ・上記ODA以外にも、UNDP、UNICEF、UNFPA、UN Womenなど国際的に発信力のある国連機関に対する拠出金を通じ、支援を実施している。 ・国連地雷対策サービス部(UNMAS)を通じたアフガニスタンにおける地雷除去支援において、女性の積極的な参加を促し、14名の女性が地雷等除去にかかるトレーニングを受け、13名の女性が地雷除去活動に組み込まれた生計支援を受けた(2018年4月～2019年3月)。 ・赤十字国際委員会(ICRC)を通して実施したイラクにおける緊急・復興支援活動において、女性や障がい者等の家長836人(合計で4,619人の家族が裨益)が生計支援を受け、小規模ビジネスを開始した(2018年3月～12月)。
(4)	今後の方向性、検討課題等		□ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は、人間の安全保障、貧困撲滅、持続可能な開発を実現する上で不可欠であり、今後も引き続き、女性の活躍推進に資するような途上国支援を強化し、ジェンダー主流化の推進に積極的に貢献していく。 ・人道・復興支援分野において、引き続き、人道復興支援が地域における女性・女児固有のニーズを反映していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—

(6)

参考データ、関連
政策評価等

ジェンダー分野における援助実績（約束額ベース、単位：百万ドル、%）

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合計
2013	1,069.84 (19.1)	1,186.37 (9.0)	205.47 (7.2)	2,461.68 [11.4]
2014	780.82 (27.6)	2,214.60 (20.3)	187.97 (7.1)	3,183.39 [19.5]
2015	869.07 (29.7)	6,164.02 (43.3)	191.87 (8.1)	7,224.95 [37.0]
2016	896.66 (30.2)	5,149.40 (33.7)	238.64 (8.6)	6,284.71 [29.9]
2017	703.80 (23.4)	5,376.84 (37.7)	203.65 (7.0)	6,284.29 [31.1]

(注)・本データはDAC CRS統計の分類に基づく。

・各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

・卒業国向け援助を含む。

(出展： 2018年版開発協力参考資料集)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	ア	開発協力大綱に基づく開発協力の推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 開発協力大綱に基づき、男女共同参画の視点及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。特に、男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、 <u>開発協力の政策立案、実施、評価のあらゆる段階における女性の参画を促進し</u> 、併せて女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、一層積極的に取り組む。
(2)	主な施策の取組状況		＜中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出＞ 我が国との間に農業・食産業の交流関係が構築されている中南米4か国の日系農協の女性農業者等を我が国に招へいし、研修を通じた次世代リーダーの育成に取り組んでいる。平成28年度以降、17名（平成28年度5名、平成29年度4名、平成30年度8名）の研修生を招へいし、日本の農協及び地方の女性組織への訪問、農家等への滞在を通じ、地域における女性の役割・活動や女性の起業等について研修・交流を行った。
(3)	取組結果に対する評価		食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修・交流を実施した結果、研修生は帰国後、日本で修得した知識や技術を周囲に伝えたり自ら商品開発するなどし、研修成果を実践に移している。また、平成28年度から平成30年度までの17名の女性研修生のうち、2名が所属組織の役員に昇進し、組織の重要な役割を担っている。（令和元年6月現在）
(4)	今後の方向性、検討課題等		研修生が日本で修得した知識、技術を実践することで、女性が組織の中で中核的な存在となる後押しとなっていることから、引き続き日系農協の女性農業者等を対象とした研修・交流を実施するとともに、更には日本企業を訪問するなど新たなビジネス創出に向けた取組を推進していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	イ	女性の平和等への貢献
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①国連安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画を策定(2015年、2019年第二版)し、JICA等による二国間協力や国連や国際機関を通してWPSアジェンダ実施を着実に促進している。行動計画の改定においては国内のNGO・市民社会、有識者との連携を踏まえ策定した。現地においては女性の参画及び現地のNGOや市民社会の参画を後押ししている。特に、UN Women、UNFPA、UNICEF、UNHCR等を含めた国際機関をとおり、紛争影響国において保護や医療支援だけでなく女性の経済的エンパワーメントやリーダーシップ育成支援を含め、平和構築及び復興プロセスへの女性の参画を促進している。また暴力過激主義対策として女性のコミュニティにおけるエンパワーメント、役割強化に資する事業も行っている。国連PKOにおいても、将来のミッション派遣に向けて各国の女性将校を訓練するコースへの財政支援などを行い、女性の参画を促進している。②紛争下の性的暴力防止について、関係国際機関との連携の強化を通じて、犯罪者の訴追増加による犯罪予防や被害者保護等に着実に取り組むほか、国連ミッションに派遣されている女性保護アドバイザー向けに訓練コースを国連と共同で実施。
(2)	主な施策の取組状況		①女性・平和・安全保障に関する行動計画年次報告書に記載されているとおり、WPSアジェンダにつき多岐に渡り、紛争影響国や脆弱国への支援を実施している。②紛争下の性的暴力の問題に関しては、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所と連携を深めており、2016年以降、コンゴ(民)や中央アフリカといった中東・アフリカ地域における案件へ拠出する形で支援を行っている。
(3)	取組結果に対する評価		①行動計画に基づき、一部、女性の和平調停者育成等以外は包括的に取組が実施、努力されている。女性の和平調停者育成について取組が無いのは我が国において他国の和平調停の経験及び和平調停の専門家の不足があげられるため引き続きの課題として対応を工夫する。②紛争下の性的暴力は、日本としても看過できない問題であるとして、犯罪を防止する観点から責任者の処罰を確保し、また被害者を支援することが重要との観点から、一層積極的に取組んできている。実際、我が国は2019年までに約1100万ドルを同事務所に拠出しており、これは通算第2位の額であり、努力を継続している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①2020年に決議1325号の20周年を迎えるため、WPSアジェンダ促進は強化される見込み。一方で参画が進んでいないため、国際社会と協調し、取組を継続していく。②21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、パッテン紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所等と協力し、国際社会をリードしていく所存。これまで同様同事務所の新たな案件への支援に加え、新規に同事務所のコア予算へ拠出することを含め検討していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—

(6)	参考データ、関連政策評価等	①・②とも外務省ホームページに掲載されてい女性・平和・安全保障に関する行動計画, 同年次報告書を参照ありたい。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/women/index.html
-----	---------------	---

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	国際機関等との連携・協力推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① UN Womenを始めとする国際機関等への積極的貢献を図るとともに、連携の強化等を図る。 ② 国際的な取組を効果的に推進し、さらに、その成果等を国内における取組に反映させるため、国内の民間企業、女性起業家、女性団体、NGO等多様な主体との対話、連携・協力を努める。
(2)	主な施策の取組状況		①(国際機関への出資等の貢献については、外務省の取組を記載) UN Womenを始めとする国際機関と情報共有、連携を行うとともに、UN Women関係者や女子差別撤廃委員会委員等の訪日の際には、ハイレベルでの政策対話を行った。 ②国際的な取組や成果について、男女共同参画推進連携会議等を通じて、経済界、女性団体、NGO等、多様な主体との対話、連携、協力を行った。
(3)	取組結果に対する評価		日本の女性活躍の取組や、その成果についての各国の理解が得られるとともに、国際的にも、女性活躍についての議論が活発に行われ、日本もこの議論をリードし、貢献した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、我が国の取組について国際的に発信するとともに、国際的な議論に貢献していく。また、国際的な議論や合意内容について、国内の取組に、適切に反映していくことができるよう、取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	国際機関等との連携・協力推進
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① UN Womenを始めとする国際機関等への積極的貢献を図るとともに、連携の強化等を図る。 ② 国際的な取組を効果的に推進し、さらに、その成果等を国内における取組に反映させるため、国内の民間企業、女性起業家、女性団体、NGO等多様な主体との対話、連携・協力を努める。
(2)	主な施策の取組状況		男女平等、開発の担い手としての女性の活躍推進等の観点から、女性がさらされやすい脆弱性と女性特有のニーズに配慮しつつ、開発協力のあらゆる段階における女性の参画を促進し、また、女性が公正に開発の恩恵を受けられるよう、国連女性機関を通じて途上国の女性支援を実施した。特に人道危機対応に関するフラッグシッププログラムである「危機の対応下における女性のリーダーシップ、エンパワメント、アクセス及び保護」(LEAP)のチャンピオン国(指導的役割を果たす国)として同分野を重点的に支援した。
(3)	取組結果に対する評価		トップドナーのひとつとして国連女性機関との連携を強化し、日本の女性施策にかかる取組を効果的に発信することができたとともに、ジェンダー分野における唯一の国連機関である同機関の取組を支援を通じて、ジェンダー問題における日本政府のリーダーシップを国際社会に対して示すことにできた。
(4)	今後の方向性、検討課題等		女性に対するエンパワメントや性暴力の防止といった問題の重要性は年々高まっており、女性の権利の保護・促進に向けた動きをリードすべく、引き続き国連女性機関(UN Women)との連携を強化し、我が国の本件分野における国際的なプレゼンスを更に高める。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	ウ	国際機関等との連携・協力推進
	④具体的な取組 (小項目)		-
	⑤具体的な取組 (内容)		② 国際的な取組を効果的に推進し、さらに、その成果等を国内における取組に反映させるため、国内の民間企業、女性起業家、女性団体、NGO等多様な主体との対話、連携・協力を努める。
(2)	主な施策の取組状況		平成29年10月18日、APEC諸国(日・米・豪・馬・墨・越・比・露・泰 他)から、ダイバーシティ経営の先進的な取組を行う企業経営者や機関投資家等が、都内に一堂に会し、基調講演やパネルディスカッションを実施した。
(3)	取組結果に対する評価		①企業経営者からの取組事例の共有、②機関投資家から見たダイバーシティに関する「資本市場と企業との対話」の在り方等、企業・機関投資家の双方の考え方を紹介し、ダイバーシティ経営の重要性について共通認識を得た。
(4)	今後の方向性、検討課題等		ダイバーシティ経営の必要性について、民間企業等への普及・啓発を引き続き実施する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		-
(6)	参考データ、関連政策評価等		-

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、 <u>国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。</u>
(2)	主な施策の取組状況		平成28年度に海外の先進的な取組を調査研究し、女性役員候補者を対象とした「女性リーダー育成のためのモデルプログラム」を策定。平成29年度より毎年度、モデルプログラムを基にした女性リーダー育成事業を複数地域にて試行実施。
(3)	取組結果に対する評価		3年間で計302名が研修を受講（平成29年度は3か所67名、平成30年度は4か所136名、令和元年度は3か所99名）。令和元年7月時点で3名の修了者が取締役役に就任。また、共催した9団体のうち2つの地方自治体において、モデルプログラムを踏まえた事業を実施。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、地方自治体と共同での試行実施を行うとともに、実施済み地域での継続的開催を促進する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		・在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ・国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う
(2)	主な施策の取組状況		① JPO (Junior Professional Officer) 派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への途を開く制度である。ここ数年は毎年概ね50～60人程度を派遣している。 ② 国際機関幹部候補職員派遣制度 将来的に国際機関の幹部ポストを担い得る中堅レベルの日本人を原則2年間、国際機関の職員として派遣する制度。数名程度の派遣を予定している。 ③ 潜在的な候補者の発掘・育成 ・国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけられるような指導・育成等を実施する。 ・国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンスの実施。グローバル人材教育に関心の高い高校や大学等における国際機関勤務経験者による講演等の実施。 ・潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省との定期的な情報交換。
(3)	取組結果に対する評価		・JPO派遣終了後のポスト獲得率はここ10年平均で7割以上と高い水準を保っていることから、邦人増強に極めて効果的な施策である。 ・平成30年度のガイダンス等への参加者は対前年比約3割増であり、より多くの潜在的候補者への広報が成功している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		令和元年度中においても、引き続き邦人職員の増強に向けてJPO派遣制度を活用した邦人の送り込みや、広報活動等を実施。 また、令和2年度以降も引き続き取組を実施・強化していくよう予算要求等を行う。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		国連関係機関の日本人職員数(専門職以上): 882人(2018年12月31日現在)
(6)	参考データ、関連政策評価等		国連関係機関の日本人職員数(専門職以上): 850人(2017年12月31日現在)

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		・在外公館における主要ポストの任命に際して、女性の登用を進める。 ・在外公館における主要ポストへの女性の登用や国際機関等における専門職への送り込み、国際的な政策・方針決定過程への女性の参画拡大。
(2)	主な施策の取組状況		在外公館における主要ポストの任命について、当省においては、平成28年度以降の実績として、以下のとおり女性の大使及び総領事を登用した。 平成28年11月～ 柳沢香枝 駐マラウイ大使 平成29年4月～ 羽田恵子 駐マケドニア旧ユーゴスラビア大使 平成29年10月～ 佐藤地 駐ハンガリー大使 平成30年1月～ 柳井啓子 駐モルディブ大使 平成31年2月～平成31年4月 尾崎久仁子 駐エストニア大使 平成31年3月～ 嘉治美佐子 駐クロアチア大使 令和元年8月～ 三好真理 待命 平成29年5月～平成30年12月 柳井啓子 ブリスベン総領事 平成29年9月～ 伊藤恭子 トロント総領事 平成29年11月～ 関泉ハガツニヤ総領事 平成30年2月～ 河原節子 フランクフルト総領事 平成30年3月～ 関口ひとみ マナウス総領事 平成30年5月～ 加藤喜久子 ハンブルク総領事 平成30年11月～ 竹内みどり デンバー総領事
(3)	取組結果に対する評価		我が国の女性の大使は、昭和55年に初めて登用して以来延べ37人、総領事については、平成10年以来14人が就任している。大使の総数に占める女性大使の割合は4.1%、総領事については9.1%。
(4)	今後の方向性、検討課題等		在外公館における主要ポスト(大使、総領事)の任命に際しては、今後も引き続き、大使、総領事自らが、我が国が社会における女性の活躍を推進していることを国際社会においてアピールできるよう、適材適所の考えに基づき、女性を含む優秀な人材から登用していく方針。また、民間等からの優秀な人材の発掘、登用にも意を用いていきたい。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		・在外公館の公使、参事官以上に占める女性の割合 成果目標：10%(令和2年) 最新値：6.3%、男女計542人、男508人、女34人(令和元年9月)
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。
(2)	主な施策の取組状況		第4次男女共同参画基本計画策定以降、平和構築・開発分野で活躍する文民専門家の育成を目的とする「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」において、今後キャリアを形成していく若手人材向け「プライマリー・コース」、当該分野でさらなる活躍を目指す現役の国際機関職員を対象とする「ミッドキャリア・コース」、新たに国際機関でのキャリア構築を目指す中堅人材のための「グローバルキャリア・コース」といった各種研修を実施。また、これらの人材に国際機関のポスト獲得のためのティラーメイドな助言等を提供する「キャリア構築支援」を実施。特にプライマリー・コースの参加者は、国連ボランティアとして1年間、海外の国際機関のフィールド事務所で実務経験を積むこととされており（「海外実務研修」）、これにより、国際機関でのキャリア形成の端緒が開かれる。
(3)	取組結果に対する評価		若手人材向け「プライマリー・コース」では、平成28年度から平成30年度までの間に計45名の日本人（うち33名が女性）が参加。また、平成28年度及び平成29年度の日本人参加者30名のうち83%にあたる25名（うち17名が女性）が国際機関に勤務（令和元年9月時点。なお、平成30年度の日本人参加者は、令和2年春ごろまで海外実務研修）。
(4)	今後の方向性、検討課題等		これまで研修コース参加者及び国際機関に勤務する修了生において女性が高い割合を占めており、当面の間はこのような傾向が続くことが予想されるが、今後はキャリア構築支援等を通じて、国際機関での日本人女性のさらなる採用・登用を後押しする。

(5)	関連する4次計の 成果目標及び参考 指標の最新値	-
(6)	参考データ、関連 政策評価等	平成28年度 プライマリー・コース 15名 男性40.0%、女性60.0% 平成28年度 ミッドキャリア・コース 13名 男性30.8%、女性69.2% 平成29年度 プライマリー・コース 15名 男性26.7%、女性73.3% 平成29年度 ミッドキャリア・コース 11名 男性27.3%、女性72.7% 平成30年度 プライマリー・コース 15名 男性13.3%、女性86.7% 平成30年度 ミッドキャリア・コース 14名 男性21.4%、女性78.6% 平成30年度 グローバルキャリア・コース 21名 男性42.9%、女性57.1% 令和元年度 ミッドキャリア・コース 7名 男性28.6%、女性71.4% 令和元年度 グローバルキャリア・コース 19名 男性10.5%、女性89.5% ※日本人参加者のみ

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 国際機関等の専門職、国際会議の委員や日本政府代表等に、幅広い年齢層、分野の女性等がより多く参画することにより、国際分野における政策・方針決定過程への参画を一層促進し、国際的な貢献に積極的に努める。特に、海外留学の促進や平和構築・開発分野における研修等の充実により、将来的に国際機関等で働く意欲と能力のある人材の育成や、若者や子育てが一段落した世代等に対する国際機関への就職支援を強化する。また、国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行う。
(2)	主な施策の取組状況		意欲と能力のある全ての若者に留学機会を与え、2020年までに日本人大学生の海外留学を12万人に倍増させること目指し、国費による支援に加え、民間資金を活用した「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を平成26年より実施している。
(3)	取組結果に対する評価		日本人大学生の海外留学支援について、国費による支援に加えて、平成26年より民間資金を活用した「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を実施し、日本人の海外留学人数は着実に増加している。(平成26年度の日本人留学人数:81,219名(うち女子学生数49,421名)→平成29年度の日本人留学人数:105,301名(うち女子学生数62,347名))
(4)	今後の方向性、検討課題等		今後も海外留学支援を着実に実施していく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		【2017年度日本人留学人数(JASSO調査)】 105,301名(うち女子学生62,347名(59.2%)) 【トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム採用実績(第1期～第11期)】 5,116名(うち女子学生2,611名(51.0%))



海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」

- ・留学の魅力や方法について情報を提供することにより、日本全体で若者や日本の海外留学の機運を醸成する。
- ・政府だけではなく、官民協働のもと社会総掛かりで取り組む。
- ・2020年までに日本人留学生倍増：大学生等6万人⇒12万人、高校生3万人⇒6万人
「意欲と能力のある全ての若者に、留学機会を」



大学等の海外留学支援制度（国費による支援） 82億円（80億円）

- ・学位取得を目指し、海外の大学院、学部留学する日本人学生を支援（大学院学位取得型、学部学位取得型）。
- ・大学間交流協定等に基づき海外の高等教育機関へ短期留学する日本人学生及び我が国の高等教育機関で受け入れる短期留学生を支援（協定派遣型・受入型）。また、渡航費等初期経費も含めた支援等により留学の負担軽減を図る。

○大学院学位取得型			
【H30】	【H31】	【R2】	
252人 ⇒	252人 ⇒	252人	
○学部学位取得型			
【H30】	【H31】	【R2】	
78人 ⇒	119人 ⇒	160人	
○協定派遣型			
【H30】	【H31】	【R2】	
21,000人 ⇒	20,450人 ⇒	20,450人（渡航支援金1,640人を含む）	
○協定受入型			
【H30】	【H31】	【R2】	
5,000人 ⇒	5,000人 ⇒	5,000人	

日本人の海外留学促進事業 0.8億円（0.8億円）

日本人の海外留学者数を大幅に増加させるため、大学等や民間企業等と連携して海外留学促進活動を行い、オールジャパンで若者の海外留学の機運を醸成する。

官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～ （民間資金による支援）

- ・民間の協力を得て、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するための官民が協力した新たな海外留学支援制度。
- ・産学官が連携した支援コースを設定し、留学の質の向上、留学の目的明確化のため、事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学後のコミュニティを提供。
- ・プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用（目標：200億円）。

- 支援企業・団体 244社・団体 約117.2億円（令和元年8月7日現在）
- 派遣留学生の応募・選考結果
第1期～第10期 4,572人の学生を採用し、順次海外留学開始
第11期 544人（159校）
第12期 募集中（令和元年7月1日～9月30日）
- 高校生コース
第1期～第5期 2,685人の生徒を採用し、順次海外留学開始
※この他に、地域人材コース高校生等枠として8名の高校生を採用
- 地域人材コース
平成27・28年度 採択地域事業：15地域事業
平成29年度 採択地域事業：5地域事業（平成29年6月現在）
平成30年度 採択地域事業：3地域事業（平成29年12月現在）

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	オ	国際会議等における日本の貢献と取組の発信
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		① 国際会議において、我が国の経験、特徴等(男女共同参画の視点に立った防災・復興等)をいかした取組等の情報発信、共有により、男女共同参画に関する国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。 ② 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。 ③ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」の毎年の開催を始めとする国内における国際的な会議等の開催や、国際的な広報の実施により、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信する。
(2)	主な施策の取組状況		①国連女性の地位委員会(CSW)、WAW!、G7、APEC等の国際会議の場で、男女共同参画の視点に立った防災・復興等を含む我が国の女性活躍の推進に関する取組や成果について、積極的に発信、共有を行うとともに、こうした取組の成果も踏まえながら、国際的な議論への貢献を行った。 ②APECや、ASEAN+3などの地域会合に積極的に参加し、我が国の女性活躍の推進に関する取組や成果を発信し、参加各国との連携を図り、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献した。 ③(外務省におけるWAW!の取組を記載)なお、2019年には、3月にWAW!に合わせG20の関連イベントであるW20(Women20)が開催されたほか、6月に女性政治指導者サミット(WPL)が日本で初めて開催されるとともに、G20の女性関連の首脳特別イベントも開催されるなど、様々な国際会議が開催され、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信した。
(3)	取組結果に対する評価		日本の女性活躍の取組や、その成果についての各国の理解が得られるとともに、国際的にも、女性活躍についての議論が活発に行われ、日本もこの議論をリードし、貢献した。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、我が国の取組について国際的に発信するとともに、国際的な議論に貢献していく。また、国際的な議論や合意内容について、国内の取組に、適切に反映していくことができるよう、取り組んでいく。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		
(6)	参考データ、関連政策評価等		

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	オ	国際会議等における日本の貢献と取組の発信
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		①国際会議において、我が国の経験、特徴等(男女共同参画の視点に立った防災・復興等)をいかした取組等の情報発信、共有により、男女共同参画に関する国際的な政策決定、取組方針への貢献に努める。 ②国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国・地域との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。
(2)	主な施策の取組状況		①2019年6月の20大阪サミットでは、女性の労働参画、女子教育支援、女性起業家・ビジネスリーダーの声の反映について議論。ブリスベン・コミットメントの達成状況を首脳レベルで確認することに合意。女性のエンパワメントに関する首脳特別イベントを開催。2019年8月のG7ビアリッツ・サミットでは、「不平等との闘い」の一環としてジェンダー平等について議論。「ジェンダー平等及び女性のエンパワメントに関するG7宣言」を採択。 ②APECにおいて、平成26年、プロジェクト「管理職に占める女性の割合を高めるための個別行動計画」を提案(APEC各エコノミーからボランティアベースで管理職に占める女性の割合の目標及び実績を提出してもらうことにより、その割合の拡大への取組を後押しするもの)、同27年から同プロジェクトを推進している。平成29年には、女性の管理職への参画促進に資する取組についての調査を実施し、各エコノミーから提出された進捗報告も踏まえ、中間報告書を作成、上記調査結果及び各エコノミーが実施している取組の共有を目的とした官民対話を実施した。
(3)	取組結果に対する評価		①G20における女性のエンパワメントに関する首脳特別イベントにおいては、安倍総理より、G20大阪での女性に関する議論について、(1)女性の労働参画、(2)女子教育支援、(3)女性起業家を含む女性のビジネスリーダーの声の反映、の3本柱を紹介するとともに、様々な発展段階にあるG20の国々が、一致して女性のエンパワメントに取り組むことが、G20全体の更なる発展の大きな推進力になるとのメッセージを発信することができた。 ②APECでは、毎年の会合参加や中間報告を通じ、プロジェクトのアップデート、情報共有、活発な意見交換等を行うことにより、各エコノミーと連携を図っている。毎年提出される実績、管理職に占める女性の割合は確実に増加しており、エコノミーによっては議会や政府における女性の割合が半数(50%)近いなど、前進している。
(4)	今後の方向性、検討課題等		①引き続き、国際会議における議論への参画と日本の取組の発信に努める。 ②APECにおける日本のプロジェクト最終年となる令和3年に最終報告及び官民対話を実施することを検討している。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	オ	国際会議等における日本の貢献と取組の発信
	④具体的な取組 (小項目)		—
	⑤具体的な取組 (内容)		② 国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、東アジア男女共同参画担当大臣会合、APEC女性と経済フォーラム等の地域会合に積極的に参加し、参加各国との連携を図ることにより、アジア・太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献する。
(2)	主な施策の取組状況		APEC女性と経済フォーラムに関する会合に副大臣等が出席し、APEC地域の男女共同参画の取組や推進に関し意見交換を行うとともに、我が国の男女共同参画施策の取組を踏まえた政策提言や優良事例の共有等を行うことにより、会合への積極的な貢献を行っている。 また、会合やそれに伴い開催したバイ会談において、担当大臣等の間の信頼醸成等を図った。
(3)	取組結果に対する評価		下記の理由により、取組は一定の成果が上がっていると考え。 ・会合において、各エコノミーが取り組むべき課題等に関し政策提言を行った。 ・会合の開催期間中に、各国政府や国際機関とのバイ会談を実施し、積極的に意見交換を行った。
(4)	今後の方向性、検討課題等		引き続き、APEC女性と経済フォーラムにおいて大臣等が出席し、会合への積極的な貢献を行うとともに、バイ会談等を積極的に実施することにより、担当大臣等の間の信頼関係を構築し、男女共同参画に関する取組を国際社会に発信する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値		—
(6)	参考データ、関連政策評価等		—

第4次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について			
(1)	①分野	12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
	②施策	2	男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
	③具体的な取組 (大項目)	オ	国際会議等における日本の貢献と取組の発信
	④具体的な取組 (小項目)	—	
	⑤具体的な取組 (内容)		女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!)」の毎年の開催を始めとする国内における国際的な会議等の開催や、国際的な広報の実施により、我が国の男女共同参画に関する取組を国際的に積極的に発信する。
(2)	主な施策の取組状況		平成26年度より毎年度国際女性会議WAW!を開催。開催日の前後数週間を「シャインウィークス」と位置づけ、女性活躍推進にかかる国内のイベント、シンポジウムの開催を後押ししている。
(3)	取組結果に対する評価		第5回目となるWAW!を2019年3月23～24日に開催、ノーベル平和賞受賞者のマララ・ユスフザイ女史がメインスピーカーとして参加したほか、7カ国の女性外相、27カ国、3国際機関から計82人が登壇し、延べ2000人の聴衆が参加した。毎年参加者の数も着実に増えており、また海外における認知度も高まっている。
(4)	今後の方向性、検討課題等		本件シンポジウムを通じ、国内政策の発信に加え、女性活躍推進にかかる国際的な取組の紹介、ベストプラクティスの共有を引き続き行い、国内外における女性活躍推進の機運を更に高めていく。また、国際機関や企業、団体等との連携を強化することで内容を充実させると共に、発信力を強化する。
(5)	関連する4次計の成果目標及び参考指標の最新値	—	
(6)	参考データ、関連政策評価等	—	